○麻酔科標榜許可書の再交付及び書換交付について

(昭和三七年八月三一日)

(医発第八〇〇号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)

改正　平七健政発第七〇九号

平一一健政発第一五号

平一三医政発第一一九二号

麻酔科の標榜許可については種々御配意をわずらわしているところであるが、標記のことについて、左記の基準により行なうこととしたので、これが手続きについて周知せしめるとともに、申請に際してはよろしく御指導を願いたい。

記

次に掲げる亡失等の態様に応じて、それぞれの項目に掲げる書類を提出すること。

1　再交付の場合

(1)　亡失によるもの

(ア)　本人の申請書(別記様式(1))

(イ)　亡失時のくわしい事情を記した書類

(2)　き損によるもの

(ア)　本人の申請書(別記様式(2))

(イ)　き損した許可書

(3)　その他

(ア)　本人の申請書(別記様式(3))

(イ)　理由書

(ウ)　官公署の事実に相違ない旨の証明書

(4)　(1)および(3)による再交付の場合において亡失等にかかる許可書が発見されたときは返納書(別記様式(4))に当該許可書を添えて返納すること。

2　書換交付の場合

(1)　申請者の誤記によるもの

(ア)　本人の申請書(別記様式(5))

(イ)　戸籍謄(抄)本

(ウ)　先に交付した許可書

(2)　交付後に記載事項に変更を生じたもの

(ア)　本人の申請書(別記様式(6))

(イ)　戸籍謄(抄)本

(ウ)　先に交付した許可書